

千葉市産業廃棄物処理指導方針

令和4年4月

千葉市

目 次

第 1 章 方針概要

第 1 節 方針策定の趣旨	1
第 2 節 方針の位置付け	2
第 3 節 方針の適用範囲	2
第 4 節 基本方針	3

第 2 章 施策の展開

第 1 節 施策の体系	4
第 2 節 施策の実施内容	5

第 3 章 推進体制

第 1 節 各主体の役割	15
--------------	----

第 1 章 方針概要

第 1 節 方針策定の趣旨

本市では、1994 年度に環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた「千葉市環境基本計画」を策定し、その後、社会情勢等を踏まえた見直し等を行い、各種施策を総合的・計画的に推進してきました。

2022 年 3 月には次期「千葉市環境基本計画」が策定され、廃棄物の適正処理や不法投棄の未然防止といった施策については、環境の柱の 1 つである「3R の取組みを推進し、循環型社会の構築を目指す」に位置付けられ、2032 年度を目標年度とし、電子マニフェスト普及率向上等を目標に掲げたところです。

一方、環境分野の部門別計画である「千葉市産業廃棄物処理指導方針」においては、2011 年 7 月に策定以後、市が実施する施策の基本的枠組みを体系化した「指導方針」と、さらに具体的な施策と目標値の設置をし、年度ごとに策定する「実施計画」の 2 部構成として、排出事業者、産業廃棄物処理業者への適正処理に向けた助言・指導等を重点的に行ってきたところです。

この実施計画に掲げる目標値については、近年の法改正により、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者について電子マニフェストの使用の義務付け、マニフェスト虚偽記載等に関する罰則が強化される等、排出事業者責任の強化や不適正処理対策の強化が図られたことから、毎年概ね達成している状況です。

このことから、引き続き達成に向けた取組みが必要な電子マニフェスト普及率等は、「千葉市環境基本計画」において点検・評価を行い、「千葉市産業廃棄物処理指導方針」については、基本的枠組みを定めた指導方針のみへ体系を改めることとし、廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正な処理に向けた効果的な施策を推進していきます。

第2節 方針の位置付け

本方針は循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法及び各種リサイクル法等の趣旨を踏まえ、「千葉市環境基本計画」を上位計画に位置付け、循環型社会システムの構築に向けて本市が行う産業廃棄物に係る施策を体系化したものです。

第3節 方針の適用範囲

本方針における対象廃棄物は、廃棄物処理法及び廃棄物処理法施行令で規定する産業廃棄物とします。

第4節 基本方針

廃棄物処理法をはじめとする環境関連法規の整備により、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）への取り組みは着実に進展しているものの、最終処分場の逼迫などの諸問題や不法投棄に代表される不適正処理への対応などの課題は依然として存続しています。

本方針では、産業廃棄物の3Rによる循環型社会の形成を図り、また、産業廃棄物の適正処理を推進し、市民の生活環境を保全するため、以下の基本方針を掲げます。

基本方針

1. 循環型社会形成の推進

産業廃棄物の減量化を図るため、産業廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の循環的な利用を促進することで、最終処分される産業廃棄物を削減し、また、新たな天然資源消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り低減する循環型社会を形成します。

2. 安全で安心な廃棄物処理の推進

産業廃棄物の排出抑制や循環的利用を徹底した上で、なお循環的利用が行われないものについては、適正な処理が確保されることが必要です。また、不法投棄をはじめとした不適正処理は、循環型社会の形成を根底から否定するとともに、市民の生活環境をも脅かすものであり、到底許される行為ではありません。

排出事業者、産業廃棄物処理業者への適正処理に向けた助言・指導を重点的に行うとともに、優良業者の育成を図り、不適正処理には迅速で厳格な対策を講じます。

3. 関係者間の協働・連携の推進

循環型社会形成と安全で安心な廃棄物処理の推進に向けて、市民、事業者及び関係機関が高い意識を持って参加する環境を構築します。

第2章 施策の展開

第1節 施策の体系

I. 循環型社会形成の推進	
	1. 事業者の取組みの促進
(1)	多量排出事業者に対する処理計画作成指導・公表と立入検査の実施
(2)	多量排出事業者以外（中小規模排出事業者）に対する啓発・助言
(3)	リサイクル協力体制の推進
(4)	グリーン購入の促進
	2. 公共部門の取組みの推進
(1)	「千葉県建設リサイクル推進計画」の推進
(2)	市有建築物の長寿命化
	3. 各種リサイクル法への対応
(1)	自動車リサイクル法の円滑な運営
(2)	建設リサイクル法の円滑な運営
(3)	その他個別リサイクル法への対応
II. 安全で安心な廃棄物処理の推進	
	1. 有害廃棄物等の適正処理指導の推進
(1)	アスベスト廃棄物適正処理指導の推進
(2)	PCB廃棄物適正処理指導の推進
(3)	感染性廃棄物適正処理指導の推進
(4)	その他有害廃棄物等の適正処理の推進
	2. 不適正処理の防止
(1)	不適正処理の未然防止
(2)	残存している不法投棄廃棄物への対応
(3)	市民及び関係機関との協力体制の構築
	3. 適正処理の確保
(1)	法令遵守の指導及び自主的取組の促進
(2)	県外産業廃棄物対策の推進
(3)	優良産廃処理業者認定制度の実施
(4)	処理施設維持管理の指導
(5)	電子マニフェストの普及拡大
(6)	自社廃棄物の適正保管の指導
(7)	安全で安心できる処理施設の整備
(8)	最終処分場の環境モニタリングの充実
	4. 行政代執行後の対応
	5. 地球温暖化対策の取組の促進
(1)	地球温暖化対策の取組の促進
III. 関係者間の協働・連携の推進	
(1)	普及啓発による認識の共有
(2)	関係者間の連携強化

第2節 施策の実施内容

I 循環型社会形成の推進

1. 事業者の取組みの促進

(1) 多量排出事業者に対する処理計画作成指導・公表と立入検査の実施

市内における産業廃棄物の発生量が年間1,000トン以上（特別管理産業廃棄物の場合は50トン以上）の事業場を設置する事業者（多量排出事業者）は、廃棄物処理法により産業廃棄物処理計画書（処理計画）を作成し、また、その実施状況を取りまとめ、市に提出することが義務付けられています。市は、これらの報告をインターネットにより公表しています。

これにより、市内における産業廃棄物排出量の大部分を占める多量排出事業者の自主的な減量化や住民への情報提供、周知啓発が推進され、産業廃棄物の総合的な減量及び再生利用等が推進されることが期待されています。

市は、この処理計画書等の収受・公表だけでなく、立入検査等による助言・指導を行い、自主的取組みの促進を図っていきます。

(2) 多量排出事業者以外（中小規模排出事業者）に対する啓発・助言

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン未満（特別管理産業廃棄物の場合は50トン未満）の事業場を設置する事業者は、市内の産業廃棄物排出量の全体に占める割合が低い傾向があります。しかし循環型社会形成の推進には、排出事業者をはじめとする関係者が一丸となって取り組む必要があります。

そのため、市は、多量排出事業者以外（中小規模排出事業者）に対しても、ホームページや各業界団体等を通じた啓発活動を実施するなど、産業廃棄物の減量及び再生利用等の自主的取組みの必要性について啓発・助言します。

(3) リサイクル協力体制の推進

排出事業者の3Rの推進を図るため、産業廃棄物の処理・リサイクルに関する知見を有する優良産業廃棄物処理業者の協力を得て、排出事業者、処理業者及び行政の情報交換やセミナー等の開催を通じて、連携して3Rや適正処理を推進します。

また、2021年6月には、プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まったことを背景に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

本市においても、廃ペットボトルの再生利用の促進を図る等、プラスチック使用製品廃棄物の発生抑制・リサイクルを推進します。

(4) グリーン購入の促進

循環型社会の形成には、社会経済の充実を図る一方で、資源やエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させていかななくてはなりません。

事業者、市民及び行政はそれぞれの立場で役割を分担し、責任を果たしていくことが求められている中、環境への負荷の少ない原材料、部品、製品及び役務を優先して調達すること（グリーン購入）が重要になってきています。

市は、事業者に対して、グリーン購入の促進のための啓発を行うとともに、行政運営上必要な製品及び役務の購入等について、グリーン購入を推進していきます。

2. 公共部門の取組みの推進

(1) 「千葉市建設リサイクル推進計画」の推進

本市が発注する建設工事では、「千葉市建設リサイクル推進計画」に基づき工事の計画・設計段階から適切な建設資材の選択、施工法の配慮をし、「千葉市建設リサイクル推進計画ガイドライン」における具体的取組みを実施することで建設副産物の排出抑制等に努めるとともに再生加熱アスファルト合材、再生砕石などの再生資材の活用を図り、再資源化を推進します。

(2) 市有建築物の長寿命化

市が保有する建築物について、新規に建設する場合は長寿命化に配慮するほか、既存の建築物についても維持管理及び修繕を適切に行うことにより、長寿命化を図り、産業廃棄物の排出抑制を図っていきます。

3. 各種リサイクル法への対応

(1) 自動車リサイクル法の円滑な運営

使用済自動車の新たなリサイクル制度の構築に向け、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を設定するため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が制定され、平成17年1月から本格施行されました。これにより、引取業者及びフロン類回収業者の登録制度、リサイクル料金の預託義務、関連事業者の使用済自動車の引取・引渡義務や一定の行為義務等が発生しました。

市は、引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破碎業の許可についての適切かつ厳格な運用を行うとともに許可業者等に対する立入検査の実施により、適正な助言・指導をします。

(2) 建設リサイクル法の円滑な運営

平成12年5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が制定され、特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材等）を用いた建築物等の新築工事や解体工事等であって一定規模以上の対象建設工事について、その受注者等に対し、分別解体及び再資源化等を行うことが義務付けられました。

市は、解体現場等へ立入検査を実施し、分別解体・分別保管等について指導をするとともに、建設リサイクル法の遵守の徹底について啓発していきます。

(3) その他個別リサイクル法への対応

その他個別リサイクル法についても、市民・事業者・行政の連携した取組みに基づき再生利用等を促進します。

(例)

- ・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

II 安全で安心な廃棄物処理の推進

1. 有害廃棄物等の適正処理指導の推進

(1) アスベスト廃棄物適正処理指導の推進

アスベスト（石綿）は、不燃性・防音効果等に優れていることから、今まで広く建築物等に使われていました。しかし、アスベストは容易に大気中に飛散するおそれがあり、これを吸い込むと中皮腫等の病気になる可能性があるといわれています。

建築物の解体にあたり、アスベストが発生する場合には、特別管理産業廃棄物として適正に処理しなければなりません。

また、近年では再生利用品として使用された再生砕石等にアスベストが混入していることが判明するなど、生活環境に影響を与えるおそれのある事例も散見されます。

今後、高度成長期に建設された多くの建築物が更新期を迎え、解体されることに伴いアスベスト廃棄物等が排出されることが予想されます。

市は、「千葉市のアスベスト（石綿）問題への総合的な対応策」（平成18年2月策定）に基づき、特定粉じん排出等作業現場や市内中間処理業者（破砕施設）への立入検査や市内で発生するアスベストの最終処分までの処理をマニフェスト等により確認するなど、アスベスト廃棄物の適正処理を助言・指導していきます。

(2) PCB廃棄物適正処理指導の推進

かつて絶縁油などとして多用されたポリ塩化ビフェニル（PCB）については2001年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）が施行され、PCB廃棄物の保管事業者には、適正な保管を実施するために管理責任者を置くこと、毎年度保管・処理状況を届出すること及び処分期間内に自らの責任において確実に適正に処理することが義務づけられました。

PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）等において処理しなければならないこととなっており、円滑に処理を行うため、必要な連絡調整を行います。

市は、保管事業者に対して、PCB特別措置法に基づく届出書の提出を求め、保管及び処分の状況を把握するとともに、必要に応じて立入検査等を行い、適正な保管・処分のための指導及び助言等を行います。

(3) 感染性産業廃棄物適正処理指導の推進

医療関係機関等から排出される感染性産業廃棄物は、その性状の特殊性から厳格な管理のもとで処理が行わなければなりません。また、医療の高度化・高齢社会の進展により、感染性産業廃棄物は今後増加していくことが見込まれます。

市は、病院及び在宅医療回収薬局等への立入検査の実施及び「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等の普及に取組み、感染性産業廃棄物の適正処理に向けた助言・指導を行っていきます。

(4) その他有害廃棄物等の適正処理の推進

その他、人の健康や生活環境に重大な被害を生ずるおそれのある、ダイオキシン類、重金属等の有害物質が含まれている産業廃棄物に対しても適正処理を推進します。

有害な廃棄物を処理する場合は、より厳格な特別管理産業廃棄物の保管基準、委託基準等が課せられるため、市は、有害廃棄物を排出する事業者に対する立入検査や有害物質の測定を実施し有害廃棄物の適正処理について指導します。

また、放射性物質に汚染された廃棄物の取扱いについては、市民の安全の確保を第一に考え、国、県、市の連携のもと対応を図ります。

2. 不適正処理の防止

(1) 不適正処理の未然防止

本市は、首都圏に位置し、他の都縣市からの産業廃棄物の流入量が多く、不法投棄等の不適正処理も依然として後を絶たない状況にあります。

また、産業廃棄物の不適正処理は休日・早朝・夜間等に山林などで人目を避けて行われる場合が多く、悪質化・巧妙化しています。

そのため市は、監視パトロールや監視カメラの設置及び現職の警察官の配置等により不法投棄や屋外焼却等の不適正処理を未然に防止するとともに、行われた不適正処理に対しては、迅速かつ厳格に対応し市民の生活環境の保全に全力で取り組みます。

(2) 残存している不法投棄廃棄物への対応

不法投棄された産業廃棄物のうち、発見の遅れなどにより行為者の究明が困難となり、長期間の放置が余儀なくされているものがあります。

市は、生活環境保全上の支障の有無について調査し、支障等のある場合は、必要な措置を講じます。

(3) 市民及び関係機関との協力体制の構築

不法投棄に代表される不適正処理の実態は年々複雑化しており、不適正処理の是正には早期発見・早期対応が重要です。

市は、廃棄物等不適正処理監視委員（WITH委員）や市民からの情報提供をはじめ、郵便局や県警・検察等との協力体制を構築・強化し、不適正処理の撲滅に努めていきます。

3. 適正処理の確保

(1) 法令遵守の指導及び自主的取組の促進

産業廃棄物排出量の高水準での推移や悪質な不法投棄の多発等を受けて、環境省は廃棄物処理法を頻繁に改正し、不適正処理事案等の解決や優良業者の育成を図るためのしくみを整えています。排出事業者や産業廃棄物処理業者は、これらの動向を把握し、廃棄物処理法に沿った適正な処理をしなければなりません。

さらに、今日、企業には単に法令遵守や経済合理性に留まらず、環境に与える影響を最小限に抑えるよう自主的な取組みが求められています。

市は、排出事業者等に対して、ホームページやパンフレットによる情報発信、マニフェスト交付等状況報告書をはじめとする報告書の提出・審査や立入検査を実施し法令遵守についての指導をするとともに、講習会の開催や講師の派遣などを通じて産業廃棄物の適正処理のための自主的取組みを促進します。

(2) 県外産業廃棄物対策の推進

市は、県外から市内に持ち込まれる産業廃棄物について、不法投棄の防止及び最終処分場の延命化を図るため、平成12年4月より「千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づく、事前協議制を実施してきました。

今後も、ホームページにより事前協議制の周知を行い、また、千葉県及びその他政令市と連携、調整を図り、事前協議制による指導を行います。

(3) 優良産廃処理業者認定制度の実施

廃棄物処理法に規定される「優良基準に適合する産業廃棄物処理業者を認定する制度」（優良産廃処理業者認定制度）における認定を適切に行うとともに、認定事業者拡大のための周知に努め、優良な産業廃棄物処理業者の育成及び循環型社会形成の促進を図ります。

(4) 処理施設維持管理の指導

産業廃棄物の適正処理の確保には、信頼のおける処理施設の存在が不可欠であり、また、周辺地域の優良な処理施設の存在は、産業廃棄物の運搬に係る環境負荷の低減にもつながります。

市は維持管理報告書の提出の徹底やそれに基づく維持管理状況の把握に努め、また、計画的な立入検査の実施により処理基準や維持管理基準等の遵守について助言・指導します。

(5) 電子マニフェストの普及拡大

電子マニフェストは、事業者の情報管理の合理化につながることに加え、保管や写しの送付などの廃棄物処理法で規定する義務の履行に資するものであり、また、偽造がしにくく、市の監視業務の合理化や不適正処理等の原因究明の迅速化につながります。

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の3者が加入している必要があるため、市は、それぞれの事業者に対して、その必要性を啓発し、電子マニフェストの普及拡大を図ります。

(6) 自社廃棄物の適正保管の指導

排出事業者自らによる産業廃棄物の保管が不適正処理につながる事例が散見され、また、自社の保管場には様々な現場から持ち込まれた産業廃棄物を保管することから、排出場所の特定が困難な状況になり、不適正処理の原因解明に支障をきたす場合があります。

市は、廃棄物処理法に基づく建設系廃棄物の事業場外保管届出制度（事業者は産業廃棄物の生ずる事業場の外において、自ら保管を行う場合、あらかじめ市長に届け出なければなりません。）の周知・徹底を図り、また、立入検査等を実施し、市内の事業場外保管の実態把握や適正保管等の助言・指導に努めます。

(7) 安全で安心できる処理施設の整備

周辺住民の理解と信頼のもとに、周辺の環境保全対策に配慮した安全で安心できる処理施設の整備を促進します。

産業廃棄物処理施設等の設置に当たっては、廃棄物処理法や「千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」等に基づき、事業者に対して、計画の段階から事前の環境調査の実施や、周辺住民等への説明を果たし理解を得ること等の取組みを行うよう助言・指導します。

また、焼却施設や最終処分場の設置許可に際しては、「千葉市産業廃棄物処理施設設置等審議会設置条例」に基づき、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者からなる審議会により厳正に審査を行います。

(8) 最終処分場の環境モニタリングの充実

最終処分場の埋立段階から廃止に至るまで、浸出水、放流水、周縁の地下水の水質検査等の環境モニタリングを継続的に実施し、最終処分場の適正な維持管理を確認します。

また、最終処分場の跡地利用については、環境保全上の支障をきたすことなく適切に行われるよう「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」等に基づく指導を行います。

4. 行政代執行後の対応

行政代執行により約9,300 m³の廃棄物を除去し、覆土することにより、生活環境保全上の支障を除去しましたが、現在も約3万7千m³の廃棄物が残置してあります。

今後、再び生活環境保全上の支障が生じないよう職員や委託民間警備会社によるパトロールにより継続的に監視するほか、行政代執行に要した費用の回収も含めて必要な管理を行います。

5. 地球温暖化防止対策の取組の推進

(1) 地球温暖化防止対策の取組の推進

産業廃棄物処理事業は、産業活動に伴い発生する産業廃棄物を安全・安心に、かつ適正に処理を行う公益性の高い事業であり、循環型社会形成の推進においても重要な位置を占めています。

産業廃棄物処理では、再生利用と適正な処分のための加工や処理を行うことによる温室効果ガスの発生を避けることができません。しかしながら、持続可能な社会の構築へ向けて、産業廃棄物処理分野においてもできるだけ排出を減らすことができるよう積極的に関わり、努力していく必要があります。また、排出事業者との連携を密に行うことで、処理業者自身の活動による温暖化対策効果だけでなく、排出事業者側を含めた社会全体の意識向上、具体的な行動の実施を促すことも重要です。

市では熱回収、収集・運搬や中間処理の効率化などの地球温暖化防止の観点から望ましい産業廃棄物処理の促進に取り組むとともに、バイオマス系循環資源の利活用など、その他必要な施策の検討をします。

Ⅲ 関係者間の協働・連携の推進

(1) 普及啓発による認識の共有等

循環型社会形成の推進や安全で安心な廃棄物処理の推進のためには、市民・事業者・行政の共通の認識や正しい知識を持った主体的な取組みが必要とされます。

各関係者の取組みを促進するために必要な情報の提供をホームページ、広報誌やリーフレット等による様々な方途により実施します。

(2) 関係者間の連携強化

市民・事業者・行政はそれぞれの役割を十分果たすとともに相互に連携して3Rの推進や適正処理の推進に取り組むことが必要です。

また、産業廃棄物は広域的に処理されることから、減量化や再生利用といった循環型社会の形成に向けた取組みや不法投棄に代表される不適正処理への対応には他の都縣市との広域的な連携（九都縣市廃棄物問題検討委員会・「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（通称：産廃スクラム37）」）や関係団体との連携が不可欠です。

市は、市民・事業者・行政が連携・共同できるように努めます。

さらに、各協議会等へ積極的に参画するなど、様々な取組みの中で産業廃棄物の指導体制の連携を進めます。

第3章 推進体制

第1節 各主体の役割

本方針に基づき施策を展開していくためには、行政、排出事業者、処理業者及び市民がそれぞれの役割を認識し取り組んでいかなければなりません。それぞれの役割は以下のとおりです。

行政の役割

- (1) 施策の展開
- (2) 方針の周知徹底
- (3) 関係機関等との連携
- (4) 排出事業者、処理業者及び市民との4者間の調整

基本方針に則り、様々な施策を展開するとともに、自らが事業者・消費者であることを自覚し、率先して3Rを推進します。

また、本方針の周知徹底を図るとともに、国、県等の関係機関等との連携並びに排出事業者、処理業者及び市民とのパートナーシップにより、方針を遂行し、3Rや適正処理を促進して、施策の進行管理を行います。

排出事業者の役割

- (1) 産業廃棄物の発生抑制の推進
- (2) 産業廃棄物の資源化の推進
- (3) 適正処理の確保
- (4) 市との連携・協力

拡大生産者責任の考え方に基づき、発生抑制及び再生利用等、リサイクルしやすい製品等の開発に努めるとともに、再生原材料の使用やグリーン製品の購入等により、資源循環を推進します。

また、事業活動により生じた産業廃棄物の削減、リサイクル、管理等についての自主計画をたて、社内の周知徹底を図るなどし、適正処理の確保を図るとともに、環境意識の向上に努めます。

加えて、処理を委託する場合には、適正な対価を負担するとともに、優良廃棄物処理業者を選択し、適正処理に努めます。

さらに、各種施策を推進するため、市との連携・協力を努めます。

処理業者の役割

- (1) 適正処理の実施及び推進
- (2) 周辺環境への配慮
- (3) 循環型社会への推進
- (4) 市との連携・協力

処理業者は廃棄物処理のプロフェッショナルとして、自らの事業活動に責任を持ち適正処理を推進し、処理については、法令を遵守するとともに、周辺環境の配慮に努めます。

また、循環型社会の形成に対しての重要な位置を占めていることを認識し、循環型社会の一翼を担う、リサイクル事業としての事業展開を推進します。

さらに、各種施策を推進するため、市との連携・協力を努めます。

市民の役割

- (1) 産業廃棄物に対する理解
- (2) 環境配慮型ライフスタイルへの転換
- (3) 市との連携・協力

市民は便利で快適な日常生活を支える生活用品や電気、上水道等の生産活動から多くの産業廃棄物が発生していること、その産業廃棄物の処理が資源循環の重要な役割を担っていること等、市民生活と産業廃棄物が密接な関係であることを理解し、市民は消費型ライフスタイルから環境にやさしいライフスタイルへの転換に努めます。

また、不適正処理の早期発見、早期対応のために、不法投棄を発見した場合には行政に通報するなど、地球環境の保全の施策を推進するため、市との連携・協力を努めます。

○千葉市産業廃棄物処理指導方針策定経緯

平成22年8月～ 平成23年3月	・指導方針（案）内部検討
平成23年4月	・指導方針（案）策定
平成23年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者個別意見聴取 学識経験者：千葉大学 名誉教授 立本 英機 氏 明星大学 理工学部教授 宮脇 賢太郎 氏 業界関係者：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 会長 石井 邦夫 氏 ・庁内関係課意見照会
平成23年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・指導方針（修正案）策定 ・パブリックコメント手続（6月15日から7月14日）
平成23年7月29日	・指導方針策定
平成29年7月31日	・指導方針改訂
令和 4年4月	・指導方針改訂

千葉市産業廃棄物処理指導方針

千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号

千葉中央コミュニティセンター3F

電話 043-245-5682

FAX 043-245-5689

発行：令和4年4月